

第 13 号議案

中間市教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成27年3月3日提出

中間市長 松下 俊男

中間市教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例

中間市教育委員会教育長の給与、旅費及び勤務時間等に関する条例（昭和31年中間市条例第21号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、教育長の勤務時間、休暇等に関し必要な事項を定めるとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第5項の規定に基づき教育長の職務に専念する義務の特例について必要な事項を定めるものとする。

（勤務時間、休暇等）

第2条 教育長の勤務時間、休暇等については、中間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成12年中間市条例第17号）の適用を受ける職員の例による。この場合において、同条例中「任命権者」とあるのは「教育委員会」と、「規則」とあるのは「教育委員会規則」と読み替えるものとする。

（職務に専念する義務の免除）

第3条 教育長の職務に専念する義務の免除については、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年中間市条例第8号）の適用を受ける職員の例による。この場合において、同条例中「任命権者」とあるのは、「教育委員会」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この条例の規定は適用しない。